

◆第6回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成23年11月21日（月）午前10時00分

場所：佐久市役所議会棟 二階第一委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 第5回佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会議事録の確認について

4 議 題

(1) 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案の内容について

資料1及び資料2を事務局より説明

委員長

「新しい条例案について、前回の会議の中で委員の皆さんから出されました意見を、事務局の方で検討し整理してもらいましたので、今回は一つずつ確認しながら進めたいと思います。」

Q 委員

「条例案の目的部分にも関連するわけですが、地下水のみの保全に限ったことではなく、（水質の保全を含んだ）環境保全にも努めるといった広い意味での表現にできたら、より良いのではないでしょうか？」

A 事務局

「水質の保全や環境保全についても、もちろん考えていかないといけません。しかし、現在検討している条例に限って言いますと、地下水、湧水の保全を主の目的としております。それは、佐久市で享受している水道水の約99.9%が地下水と湧水であることと、環境保全を含んだ対策については佐久市環境基本条例があり、その中で触れられております。」

委員

「分かりました。別の条例（佐久市環境基本条例）で守られているとすれば、それでいいと思います。」

Q 委員

「同一の企業であっても親会社、子会社のような形態をとる場合、その申請行為に対してどのように扱うのでしょうか？或いは、同一の企業でも地籍が違っていた場合は、

どのように扱うのでしょうか。」

A 事務局

「その点につきましては、半径 300 メートル以内の範囲に入っているべきと考えています。」

委員

「要件として、原則、半径が 300 メートル以上離れていることと、取水量一日あたり 500 立法メートル以下である、という内容は概ねいいと思います。」

全員一致

Q 委員

「井戸の採掘の際には事前に影響調査をすること、とありますが、実際には井戸を掘つて何日も採取してみないと、その影響がどれほどあるのか分からぬと思います？」

A 事務局

「(現在考えているのは、) 申請前には実際の井戸の掘削はせず、電気調査等で事前に地下水の状況を把握することや、近隣の方への井戸の規模や取水の計画を説明していくことを想定しています。細部については条例に盛り込むのではなく、運用基準など設けていかないといけないと思います。」

Q 委員長

「人を集めて説明会を実施する時は、市が主体となって行うのですか？」

A 事務局

「説明会の主体はあくまで井戸の設置予定者が行うことになります。市の関わり方とすれば、井戸設置前の周辺住民の説明会時に同席し、助言及び指導を行うことができる、としています。或いは、採取後に周辺の既存井戸の水位に何らかの影響が見られたときには設置者に対して助言、指導、勧告ができるとしています。」

Q 委員

「許可の条件に、事前の影響調査とありますが、これは許可の前なのか、それとも、後なのでしょうか？前だとすれば許可の要件になるのではないでしょうか？」

A 事務局

「許可の前になりますので、要件に修正いたします。」

Q 委員

「それともう一点、許可の条件には、周辺住民への説明会や事前影響調査を実施した後の結果報告書についても提出させるよう、付け加えた方がいいのではないですか？」

Q 委員長

「許可の要件と条件の違いは何でしょうか？」

A 委員

「条件とは、これから先に行おうとする行為に対して、相手先に対して守ってもらうことを約束してもらうことです。それに対して、要件とは今の段階でクリアしておいてもらう内容、ということになります。」

Q 委員

「事前影響調査の中に水質調査は入っていますか？というのは、汚染された水はおそらく誰も使いたがらないと思いますので、おそらく水質検査を個々で行い、井戸を設置することになると思います。その内容を市では把握する予定はないのでしょうか？」

A 事務局

「どういった調査をするかは現在検討中です。」

Q 委員長

「大まかな内容については条例でうたっておいて、その当たりの細かい内容については、運用を考える中で、規則なり要綱等で定めるということですね。」

Q 委員

「事前の影響調査をするということになると、非常にその調査項目の内容が許可をするうえで大切になってくるかと思います。そのあたりをよく構成しておいていただきたいと思います」

委員

「許可の条件では取水の上限は 500 立方メートル以下となっていますが、例えば、5 立方メートル程度の少量の水を取水する予定の方に対しても（周辺説明会や事前の影響調

査を)行っていただくのでしょうか?それとも、例えば、100立方メートル以上取水する者に対して、行ってもらう内容など精査することが必要になります。というのは、水の利用を考えた場合には、逆に水の利用を制限する話になってしまいます。利用者が多額の資金をかけてそこまででできるのか、という問題もありますし、使用量が多い、少ないなどバランスの問題もありますので、運用の中で整理しないといけないと思います。

それと、取水後の扱いについて、周辺の地下水位の低下がみられた場合には、直ちに取水をやめることとなっていますが、取水量を減らす措置を取らせる、など他にも対応策はあると思いますので、今後運用の中で考えていかないといけません。」

Q 委員

「取水後、周囲に及ぼす影響がどの程度あるのか観察する為には、少なくとも3日間の連続した揚水試験を行わないと実際のところ分かりません。周辺の方への事前説明を行うことになっていても、実際に及ぼす影響に関しては推測の中でしか話ができないのではないかでしょうか?揚水試験をするにしても相当の金額がかかるので、採取者にどの程度まで義務付けをするかは大きな課題です。」

Q 委員

「参考に水道企業団において、新たな水源地を開拓する際、事前の説明会等を行うことがあるかと思いますが、その時には、実際、どんな内容を話されているのですか?」

A 委員

「井戸のタイプや取水量、あるいはケーシングの深さ、という内容をお話しております。」

委員

「今回の許可の条件であります、一日の取水量500立方メートルや半径300メートル以内の既存井戸の設置者の同意を得るという内容については、問題ないかと思いますが、そのほかの項目については、実際に井戸を掘ってみて水がどの位であるのか、或いは、どの位周囲に影響を及ぼすのか、というのは、実際に井戸を掘ってみないと分からないので、許可の条件とは別のタイミングで考えた方がいいのではないでしょうか?」

委員

「一つの考え方として二段階の許可というのはどうでしょうか?まずは開発に対する許可をとっておいて、ある程度の調査を取水希望者に行わせ、実際にどの位の水のボリュームがあるのか、或いは、水質の結果は取水者が望んでいる程度なのか、など基礎

的なデータを得たうえで、二段階目で使用の許可をもう一度取っていただくのはどうでしょうか。その方がすっきりすると思います。」

Q 委員長

「そういう考え方もありますね。そのあたり条例にうたったほうがいいのでしょうか？それとも運用基準などの中で整理したほうがいいのでしょうか？」

A 委員

「専門的になると難しい問題ですが、やってみて色々修正する必要が可能性として出てくるような事項については、運用基準などの中で整理すれば柔軟性が持てていいく思います。」

A 委員

「井戸の設置については二段階で許可を与えるのが、私も整理できていいく思います。」

A 委員

「事前影響調査については、かなり細かい部分になってくると思いますので、運用基準や要綱等で定めるのが適当ではないでしょうか。また、細かい運用基準等の内容は事務局の方でよく精査していただくのが良いのではないですか。」

A 委員

「地下水という性質から言って、実際に井戸を掘らないと、その量や周囲へ及ぼす影響は分からぬということありますから、運用の中で対応を図るべきだと思います。ここで議論する条例の部分と実際の運用とは、切り離して考えるのがいいのではないですか？」

全員一致

委員

「私からの要望とすれば事前説明会には市の職員も一緒に同席をしていただきたいと思います。また、定期的にモニタリングの結果を報告するということも必要であると思いますが、(企業のような形態であれば問題ないと思いますが、)個人で井戸のモニタリングをする、というのも費用的に大変ですから市で行ってもらえたると思います。」

Q 委員長

「地下水の水質調査について事務局はどう考えていますか？」

A 事務局

「現在、市の方では生活環境課が主体になって井戸の水質調査を行っております。今後関係課と打ち合わせや協議を行い、検討していきたいと思います。」

Q 委員

「次に使用しなくなった井戸の取り扱いですが、ケーシングなど金属物が水に長い期間入ったままだと、地下水への汚染につながらないのですか？」

A 事務局

「そのあたりのご意見ですが、井戸を埋めるということについては多額の費用がかかります。ですから、異物の混入を防ぐためにも、蓋をして井戸を閉塞していくだくということを考えております」

A 委員

「ケーシングなどから出る錆びの程度なら、水質には影響ないと考えます。実際、数百メートルあるケーシングを抜くという作業は不可能に近いですから、蓋をしてもらう程度でいいのではないでしょうか」

Q 委員

「感性豊かな子供たちに対して水の大切さを再認識していただくような取組や学習の機会を市で考えていただけないでしょうか？」

委員長

「確かにそうですね。現在、色々な市町村で水に対する条例化の問題が話合われております。その一環として、子供たちへの学習の機会としてそれぞれの自治体で取り組まれているようですので、その辺りも検討いただけるといいと思います。」

「それでは条例については以上ですべてご確認をいただきました。」

(2) 提言書（案）の内容について

事務局

「次に市長へ提言をしていただく内容について、原案を用意させていただきましたので確認をお願いします。」

事務局説明

全員一致

(3) その他

事務局

「次回の研究検討委員会は12月14日、午前中に予定させていただいております。同日、午後には、委員長と副委員長より代表して市長へ提言書を提出させていただきたいと考えております。ご審議のほどお願いします。」

5 閉会（12時00分）